

生活環境影響調査(生活環境アセス)

住民説明会や行政対応など環境に関する手続きをサポート



環境影響評価法や環境影響評価条例の規模に満たない産業廃棄物処理施設であっても「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく施設設置の許可申請に際して、周辺の生活環境に及ぼす影響を調査した結果を記載した書類「生活環境影響調査書」を添付しなければなりません。また、自治体条例により、法律以上の環境影響調査項目への対応が求められる場合もあります。当社では、調査の計画立案、現況調査の実施、予測・評価、生活環境影響調査書の作成から住民説明会や行政対応など環境に関する手続きについて事業者皆様のサポートをいたします。

▶生活環境影響調査の流れ

廃棄物処理施設の設置計画(施設の種類・規模・立地地点等)

この流れは、市町村が実施する一般廃棄物処理施設の設置には該当しません

環境影響調査項目の選定

施設の稼働、廃棄物の搬出入及び保管によって生じる6項目
●大気質 ●騒音 ●振動 ●悪臭 ●水質 ●地下水
項目は施設の種類、規模、周辺地域の状況を勘案して決定

調査対象地域の設定

調査対象地域は施設の種類、規模、周辺地域の状況を勘案して決定
市町村等行政区画にこだわらない

説明会開催

現況把握調査の実施

影響予測・評価

生活環境影響調査書の作成

廃棄物処理施設の設置許可申請
(設置計画・維持管理計画)(生活環境影響調査書)

公示・縦覧

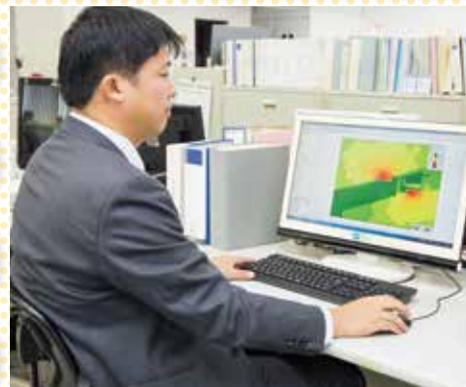
関係市町村からの意見聴取

住民意見の提出

専門的知識を有する者の意見聴取

都道府県知事等の審査

許可



騒音シミュレーション



敷地境界での騒音・振動調査

● の手続きは焼却施設、廃石綿等の熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場に適用されます

廃棄物処理施設等の新設または更新を計画されましたら、まずは各行政の担当窓口へご相談願います。そこで「生活環境影響調査が必要」と指導されました場合は、当社へご相談ください。これまでの豊富な調査実績に基づき、調査計画を策定し、必要であれば行政への説明も一緒させていただきます。行政への相談結果を受け計画を見直し、その後、正式な調査に入ります。

▶生活環境影響調査の所要期間

計画立案から生活環境影響調査書の完成までの所要期間は、調査項目・内容によって大きく異なります。一般的に、小規模な施設については3カ月程度、焼却施設等、規模により調査範囲や影響範囲が広がる場合については1年以上が必要となります。

▶生活環境影響調査を必要とする産業廃棄物処理施設

区分	種類	許可対象となる能力
一	汚泥の脱水施設	一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの
二	汚泥の乾燥施設	一日当たりの処理能力が十立方メートル(天日乾燥施設にあつては、百立方メートル)を超えるもの
三	汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設	一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの 火格子面積が二平方メートル以上のもの
四	廃油の油水分離施設	一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの
五	廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設	一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの 火格子面積が二平方メートル以上のもの
六	廃酸又は廃アルカリの中和施設	一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの
七	廃プラスチック類の破碎施設	一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
八	廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設	一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの 火格子面積が二平方メートル以上のもの
八の二	木くず(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設	一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
九	有害物質(政令別表第三の三に掲げる物質)又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
十	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
十一	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
十一の二	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
十二	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべての施設
十二の二	廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され染み込み付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべての施設
十三	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
十三の二	産業廃棄物の焼却施設(第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。)	一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの 火格子面積が二平方メートル以上のもの
十四	イ 特定有害産業廃棄物(政令第六条第一項第三号ハ(1)から(5)まで及び第六条の五第一項第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物)の埋立処分の用に供される場所	
	ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地を除く。)	
	ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)	

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)より作成